

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一607	承認日	1995.4.1	1/1
部会活動に対する補助について					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

民医連運動の前進、強化のために部会活動については従来も考慮してきたところであるが、より一層の発展・強化を期待し、今回その取扱いを次の通りとすることを決定したのでこの点通知する。

記

1. 部会は、その構成員の自発的な積極性・創意性にささえられ発展・強化するものである。
2. 役員会は部会の発展を援助する立場で以下の通り定める。
 - ① 部会のための会場費は補助する。
 - ② 年一回に限り講師謝礼を補助する。
 - ③ 1時間以上に亘って行われ、且つ食事時間にまたがって行われた時は一回に付一人 600 円を限度として軽食を支給する。

注

1. 今回の決定は③を新たに加えたものである。
2. 本決定により 1975. 8. 23 第6号、1976. 8. 23 第36号は廃止される
3. 諸経費の請求は部会報告の提出と同時に行われたい。

1977年10月31日

1995年4月1日 一部改正